

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年6月16日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名
結婚応援パスポート協賛店確保・利用促進事業
- (2) 業務内容
業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類分類5広告・広報又は小分類6イベント企画・運営」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部縁むすび応援室
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
TEL：086-226-7607（直通）
FAX：086-226-7902
E-mail：enmusubi@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

- (1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所
 - ①配布期間
令和7年6月16日（月）から令和7年7月15日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ②配布場所
上記3の場所に同じ
なお、岡山県縁むすび応援室ホームページからダウンロードできる。
ホームページ：https://www.pref.okayama.jp/soshiki/364/
- (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法
 - ①提出期間
令和7年6月16日（月）から令和7年7月1日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ②提出場所
上記3の場所に同じ
 - ③提出方法
持参又は郵便等（書留郵便等、配送状況が追跡可能なものに限る。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年7月4日（金）までに、下記（4）③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年7月1日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②方 法 「仕様書に対する質問・回答書」によりメールすること。

③宛 先 岡山県子ども・福祉部縁むすび応援室 メール：enmusubi@pref.okayama.lg.jp

④技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

①提出期限 令和7年7月15日（火）

②提出場所 上記3の場所に同じ

③提出書類

ア 提案書（様式第4号） 【7部】

イ 企画提案書 【7部】

ウ 評価基準項目の内容に係る提案書 【7部】

エ 当該事業類似事業に係る資料 【7部】

オ 見積書（任意様式に内訳を記載） 【7部】

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時 令和7年7月23日（水）（予定）

②場所等の詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 採用者の決定方法

①別途設置する審査委員会で審査の上、決定する。

②原則として、プレゼンテーション後10日以内に受託予定者を決定し、通知する。

③審査時における評価は、「業務委託仕様書」の趣旨、内容に沿ったものであるかどうかについて、総合的に判断する。なお、見積金額についても、5/100の割合で審査の対象とする。

(3) 契約保証金 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

①詳細は、技術提案説明書による。

②プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。

③提出書類は返却しない。

④審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託者決定後、企画内容について一部調整する場合がある。

8 契約

契約形態は、委託契約とし、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。